

各障がい福祉サービス施設・事業所 御中

島根県健康福祉部障がい福祉課

「令和8年度（令和7年度からの繰越分）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業（介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業）」の国庫補助協議について

このことについて、標記の事業の実施に係る国庫補助協議を行いますので、事業の実施を希望される事業者におかれましては、下記により協議書類を提出してください。

記

1 対象者

① 介護テクノロジーのパッケージ型の導入

障害福祉サービス事業者、障害者支援施設事業者、一般相談支援事業者、特定相談支援事業者（松江市内に所在する施設・事業所は除く）

② 見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者（松江市内に所在する施設・事業所は除く）

2 協議の手続

（別紙）の内容を確認の上、協議書類をメールで下記の提出先に提出してください。

3 提出期限

令和8年5月21日（木）17時【期限厳守】

4 提出先

メールアドレス：syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

〈問い合わせ先〉

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係 小倉

TEL：0852-22-5239 FAX：0852-22-6687

MAIL：syogai-ikusei@pref.shimane.lg.jp

1. 補助対象等

介護ロボット等やICTを複数組み合わせる導入する障害福祉サービス事業者等に対して、介護テクノロジーのパッケージ型の導入支援を行う。ただし、パッケージ型の導入支援を行う場合は、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業実施要綱」（令和8年1月15日付け障発0115第3号の別紙）（以下「国実施要綱」という。）の5（1）ウ（ii）に規定する介護ロボット等の1機器当たりの上限額については適用しない。

○補助対象

①介護テクノロジーのパッケージ型による導入

国実施要綱の5（1）ウ及び（2）ウ（i）～（iii）に定める対象経費に該当するもので、複数のテクノロジーを組み合わせる導入する場合に必要な経費を補助する。ただし、ICTについては、5（2）ウ（iv）通信環境機器等及び（v）保守経費等は補助対象外とする。

②見守り機器の導入に伴う通信環境整備

障害者支援施設事業者及び共同生活援助事業者が見守り機器を導入し、その機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための次の経費

（通信環境整備に係る対象経費）

- ・ Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）
- ・ 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム（デジタル簡易無線登録型等の Wi-Fi 非対応型のインカムを含む。）
- ・ 見守り機器を用いて得られる情報をサービスの提供の記録にシステム連動させるために必要な経費（見守り機器を用いて得られる情報とシステム連動可能なサービスの提供の記録ソフトウェア（既存のサービスの提供の記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、見守り機器を用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等）

※ 見守り機器のメンテナンスに係る経費及び通信に係る経費は補助対象外とする。

○補助割合

国：1／2、 県：1／4、 事業者1／4

※1施設又は事業所あたりの基準額：10,000千円

2. 提出書類

国庫補助協議を希望する事業者は、以下の協議書類を提出すること。

- ・ 事業計画書（別紙2-1-4（3））
- ・ 積算内訳書（別紙2-1-4（4））
- ・ 見積書の写し（必ず複数業者から徴収し、PDFファイルで提出すること）
- ・ 導入機器のパンフレット等参考資料（PDF）

※提出様式、実施要綱、Q&A等の資料は、島根県のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/kaigotechnology07.html>

3. 留意事項

- ・ 令和8年度中に事業を完了する必要があります。
- ・ 本事業により介護ロボット等や ICT 機器等を導入した事業者は、客観的かつ定量的な指標に基づいて導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について報告する必要があります。また、全国の施設・事業所における介護ロボット等や ICT の導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等で公表する必要があります。
- ・ 導入経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。
- ・ 他の国庫補助事業により補助を受けている場合は、本事業の補助対象となりません。
- ・ ICT 機器等の導入に伴う補助を希望する事業者は、県が開催する研修会に参加する必要があります（研修会への参加が ICT 機器の導入に係る補助を受ける要件となる）。研修会の開催時期等は、別途お知らせします。
- ・ 介護ロボット等の導入にあたっては、以下の点に留意すること。
 - 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、S マーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の認証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。
 - 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等、機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制が取られていること。
 - 介護ロボット等の導入に際しては、サービス利用者等に対して、介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。